

「長野県土砂等の盛土等の規制 に関する条例」申請に伴う説明会

【 発生土置き場(下久堅) 】

2023年5月16日(火) 19:00～

於:下久堅公民館

事業者:東海旅客鉄道株式会社

発注者:独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

施工者:中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外特定建設工事共同企業体

- 「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」が制定されました(令和5年1月1日施行)

条例第1条(目的)

この条例は、土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。

- この条例により、一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります

条例第8条(土砂等の盛土等の許可)

【許可の対象となる盛土等】

- 面積が3,000m²以上 又は 高さが5m以上 の盛土等



【許可が不要な盛土等】

- 国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- 高さが1m以下の盛土等

(長野県HPより抜粋)

条例第10条第1項

申請者は、当該許可の申請日から起算して30日前までに、規則で定めるところにより、**盛土等区域の周辺地域の住民に対し、第11条第1項又は第2項の申請書の内容を周知させるための説明会を開催するものとする。**

(第2項は一時堆積の場合のため省略。下久堅は第1項に該当します)

条例附則2(経過措置)

この条例の施行の際現に土砂等の盛土等を行っている者は、この条例の施行の日から起算して6月間は、第8条(土砂等の盛土等の許可)の規定にかかわらず、引き続き土砂等の盛土等を行うことができる。その者がその期間内に同条の規定による許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。



発生土置き場(下久堅)は、令和2年11月に工事説明会を開催し、令和3年5月に準備工事に着手しております。

現在、造成工事中ではありますが、条例の対象となる盛土等に該当するため、申請書の内容と現在の進捗状況を説明いたします。

条例第3条(土砂等の盛土等を行う者の責務)

土砂等の盛土等を行う者は、土砂等の盛土等を行うに当たっては、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

条例第4条(土地所有者の責務)

土地所有者は、その所有する土地において不適正な土砂等の盛土等が行われないよう努めるとともに、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

条例第5条(土砂等を発生させる者の責務)

事業活動に伴って土砂等を発生させる者は、その事業活動により発生させる土砂等の量をできるだけ抑制し、かつ、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等が不適正な土砂等の盛土に用いられることのないよう適正な処理に努めなければならない。

2 土砂等を発生させる者は、発生させた土砂等による盛土等が行われる場合にあっては、当該土砂等の盛土等を行う者に対し、当該土砂等による盛土等が適正に行われるために必要な情報の提供その他必要な協力を行わなければならない。

条例第6条(県の責務)

県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図るために必要な施策を総合的に推進するものとする

条例第9条(盛土等区域の土地所有者の同意)

前条(第8条)の許可を受けようとする者は、あらかじめ、同条の許可の申請に係る盛土等区域の土地の所有者に対し、第11条第1項第1号から第8号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

条例第11条第1項

申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 土砂等の盛土等の目的
- (3) 盛土等区域の位置
- (4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積
- (5) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量
- (6) 土砂等の盛土等を行う期間
- (7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者(「管理責任者」)の氏名
- (8) 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、
土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画
- (9) その他規則で定める事項

- (1) 氏名及び住所
(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

名 称 : 東海旅客鉄道株式会社
代 表 者 : 代表取締役社長 丹羽俊介
主たる事務所の所在地 : 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

- (2) 土砂等の盛土等の目的

中央新幹線建設工事の建設発生土を用いた盛土造成工事
盛土造成工事完了後、非補助土地改良事業下久堅地区を施工

- (3) 盛土等区域の位置

長野県飯田市下久堅小林地内及び柿野沢地内

- (4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積

約30,000m²

- (5) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量

約205,000m³

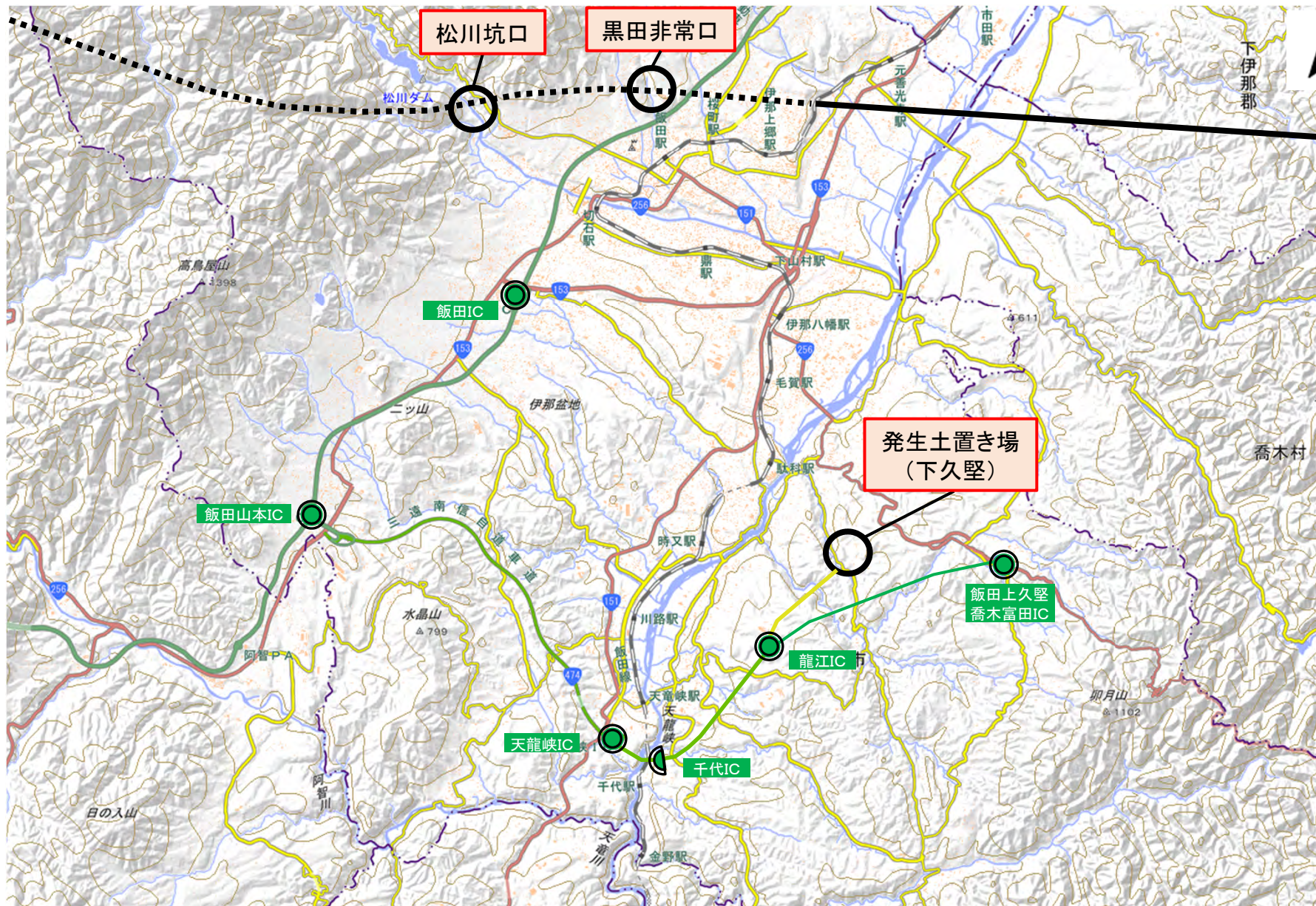
(6) 土砂等の盛土等を行う期間

施行中 ～ 令和7年9月30日(予定)※圃場整備期間含む

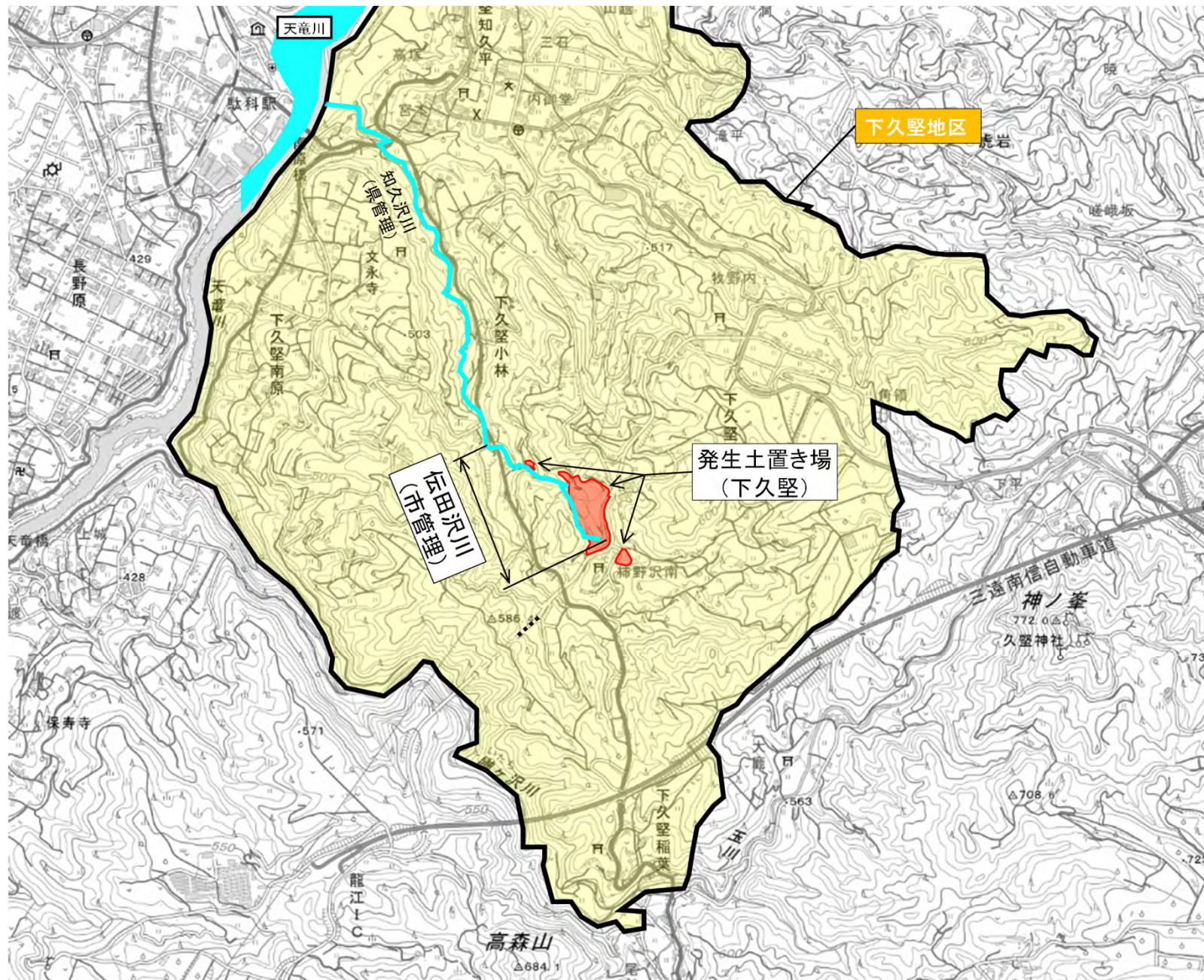
(7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者(「管理責任者」)の氏名

中央新幹線、中央アルプストンネル(松川)外特定建設工事共同企業体
(構成員:戸田建設・あおみ建設・矢作建設工業)

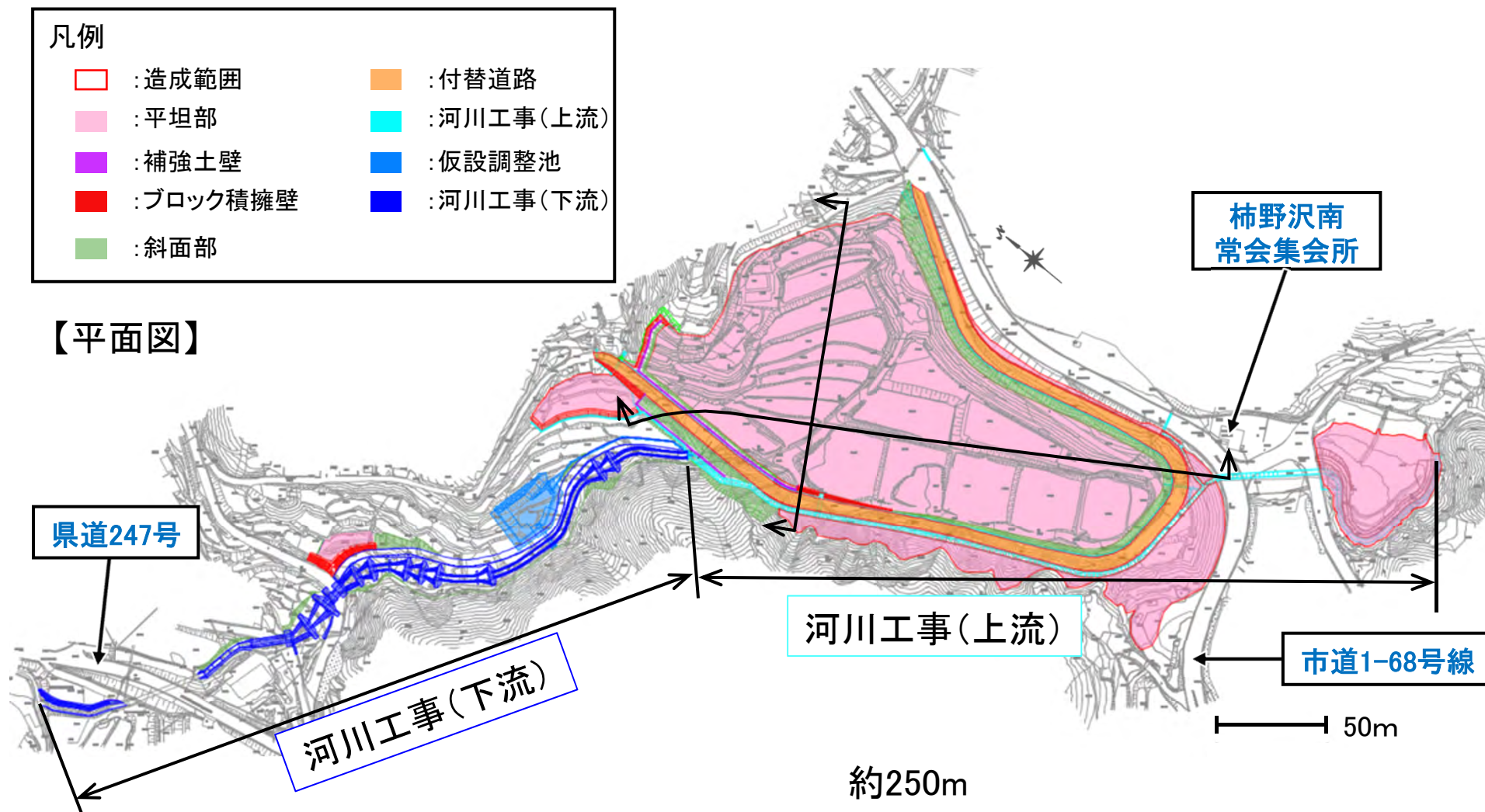
申請書の内容(3)盛土等の位置



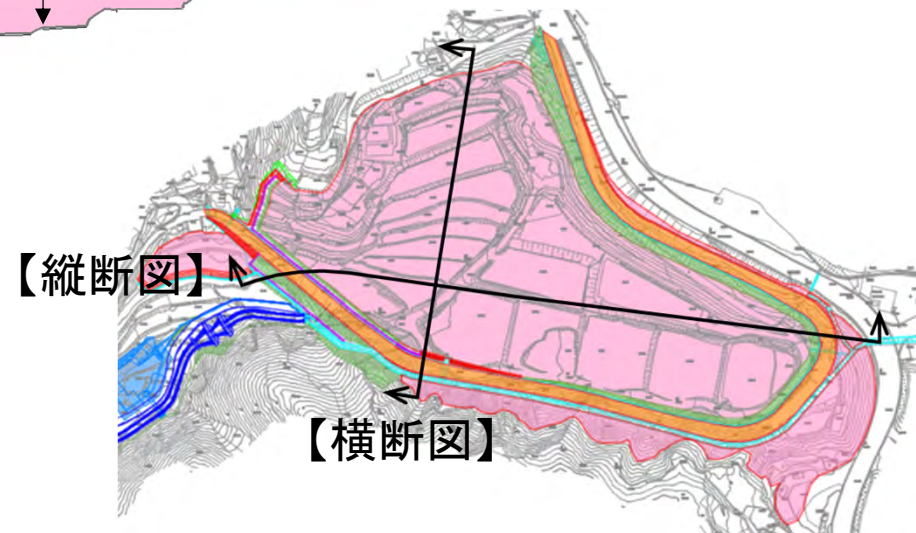
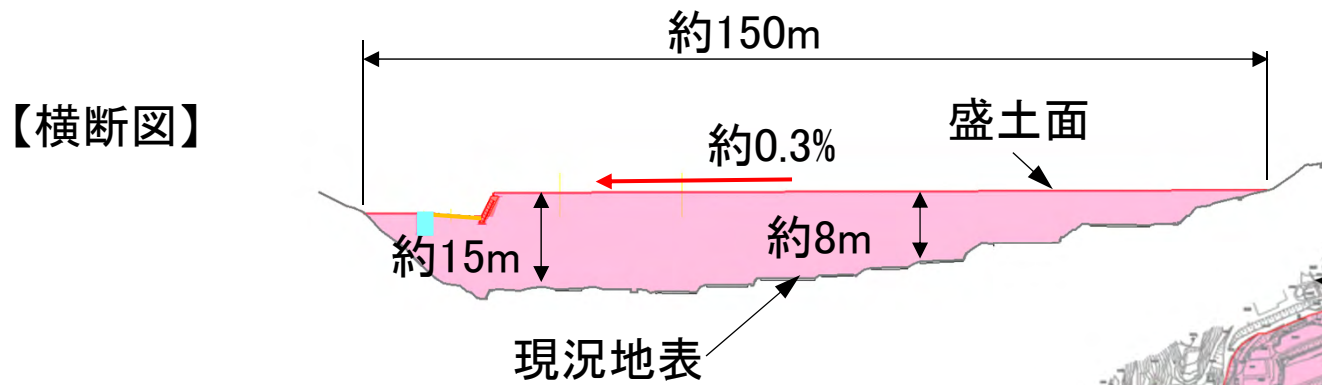
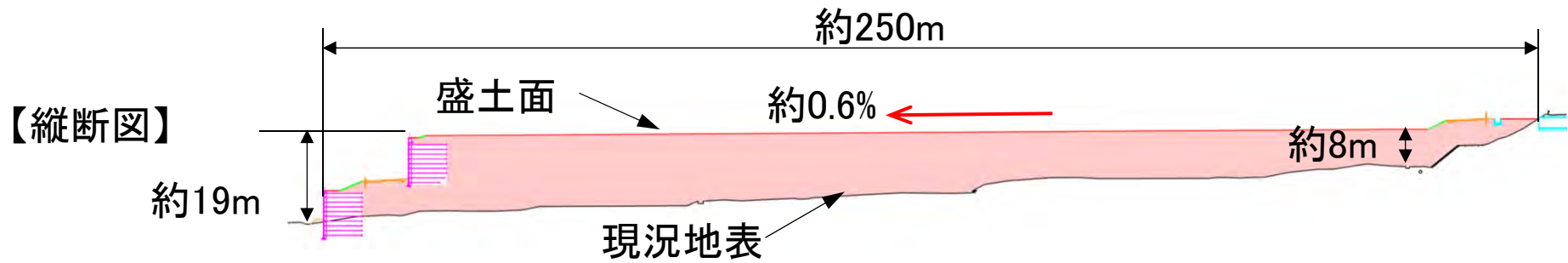
申請書の内容(3)盛土等の位置



(8) 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、
土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画

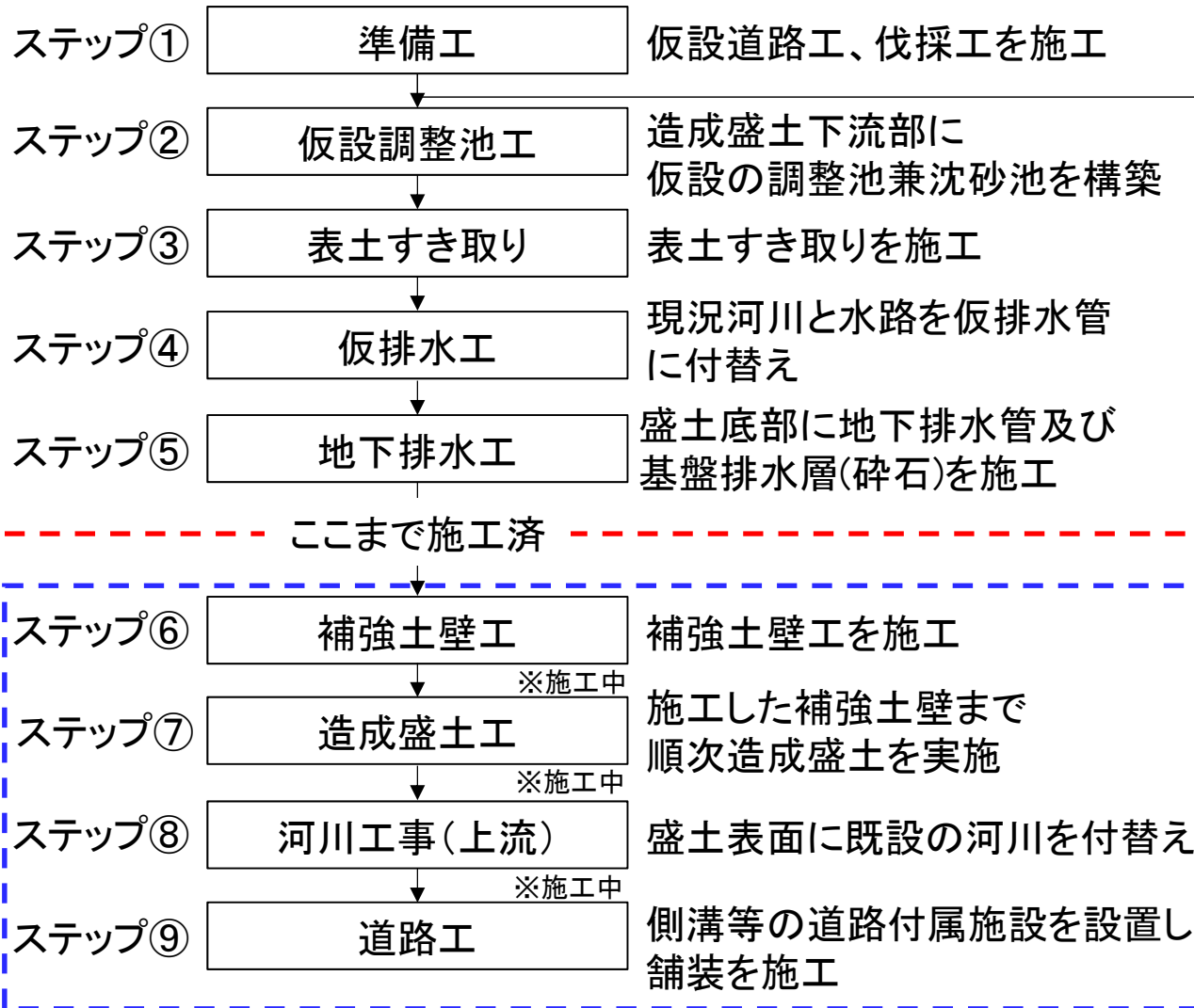


現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。

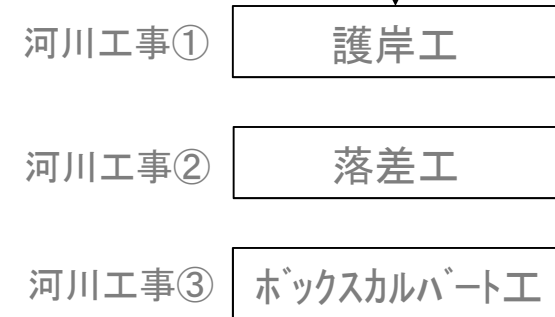


現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。

【施工ステップ】



【河川工事(下流)】



※河川工事(下流)は護岸工・落差工・ボックス部があり下流側から順に施工を行っていきます。(現場条件により順序が変わる場合があります。)

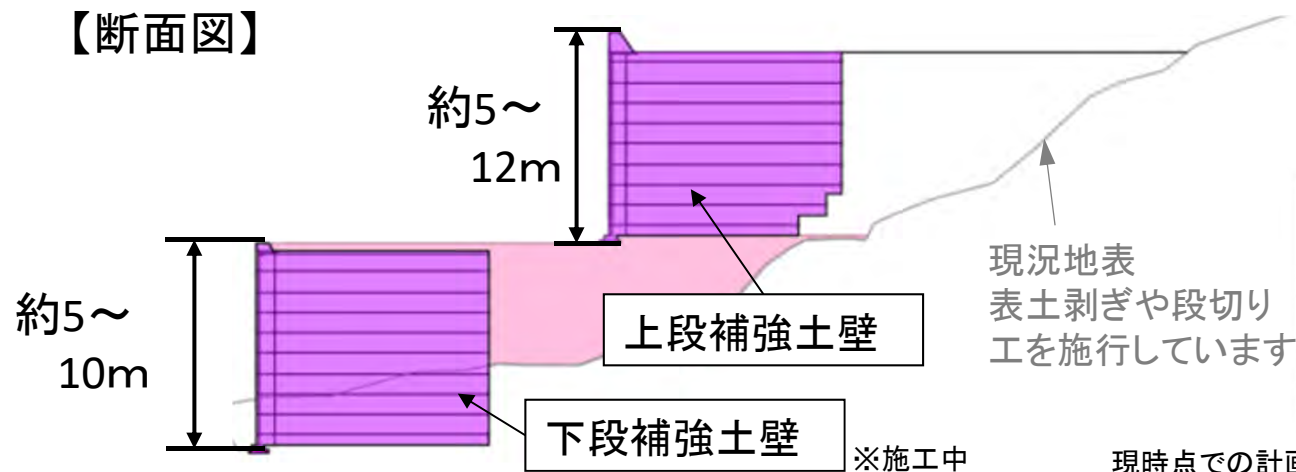
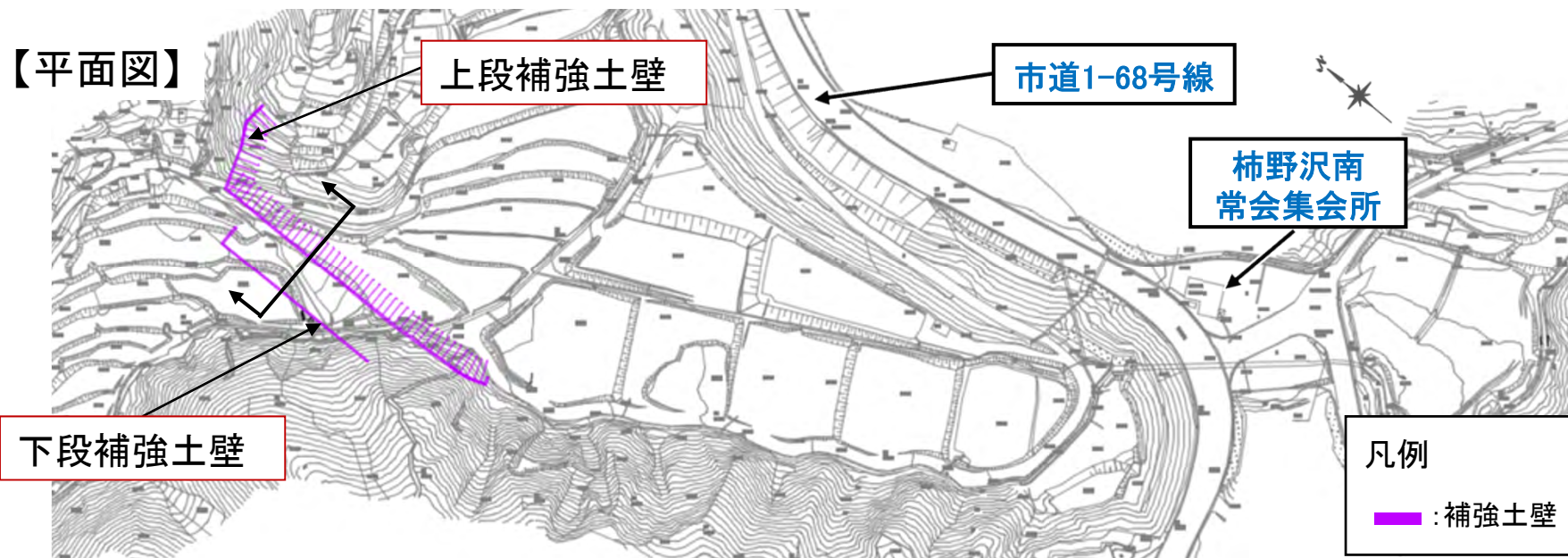
※盛土造成工事の完了後、土地改良事業の計画に合わせて農地の復旧を行います。

現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。



ステップ⑥ 補強土壁工 ※施工中

- ・盛土前面にコンクリート製の壁面材を設置し、タイバー(アンカー)を設置します。
- ・その後、盛土し、転圧を行い、次の段へと繰り返し施工していきます。



補強土壁施工状況

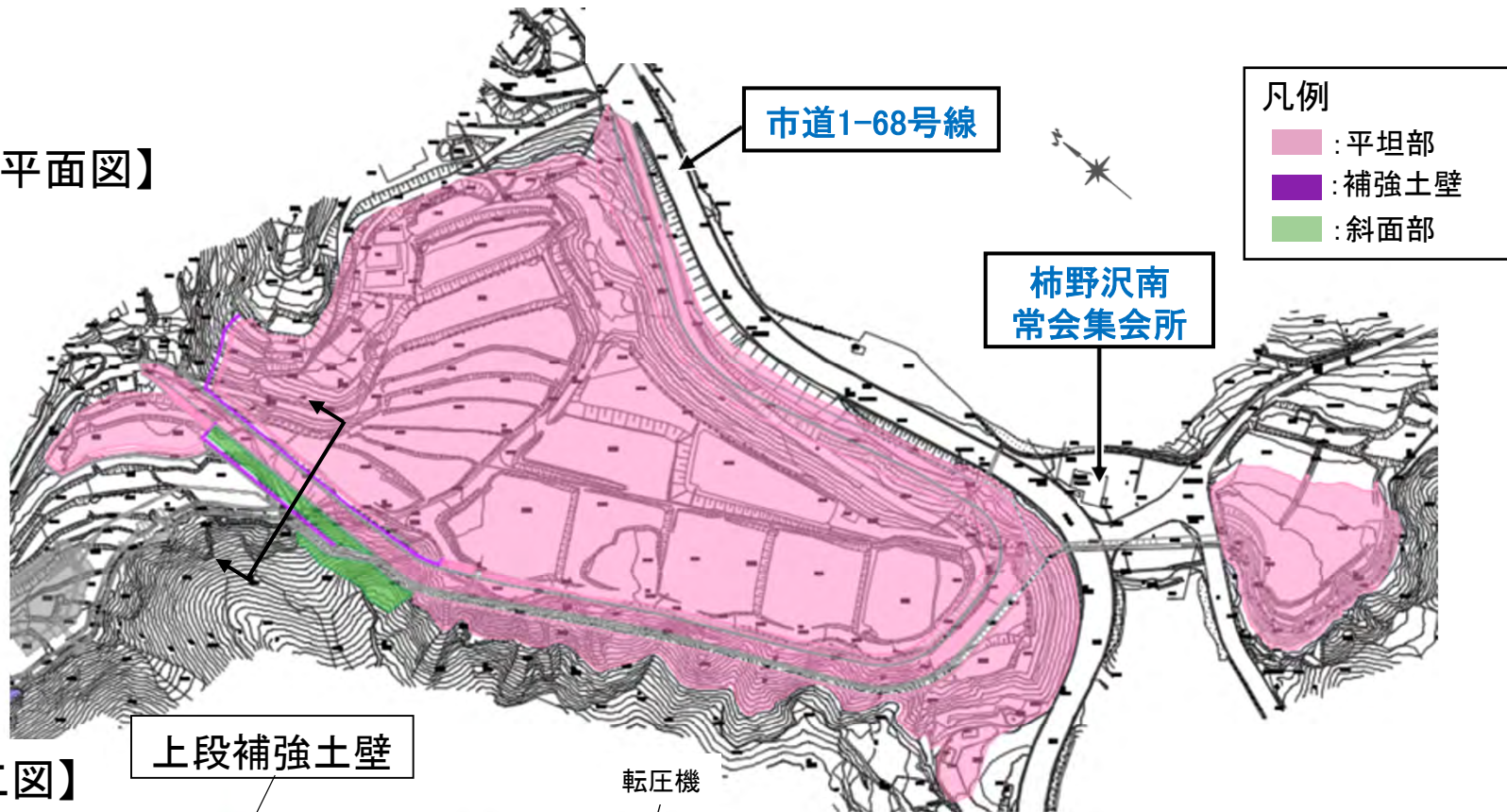


現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。

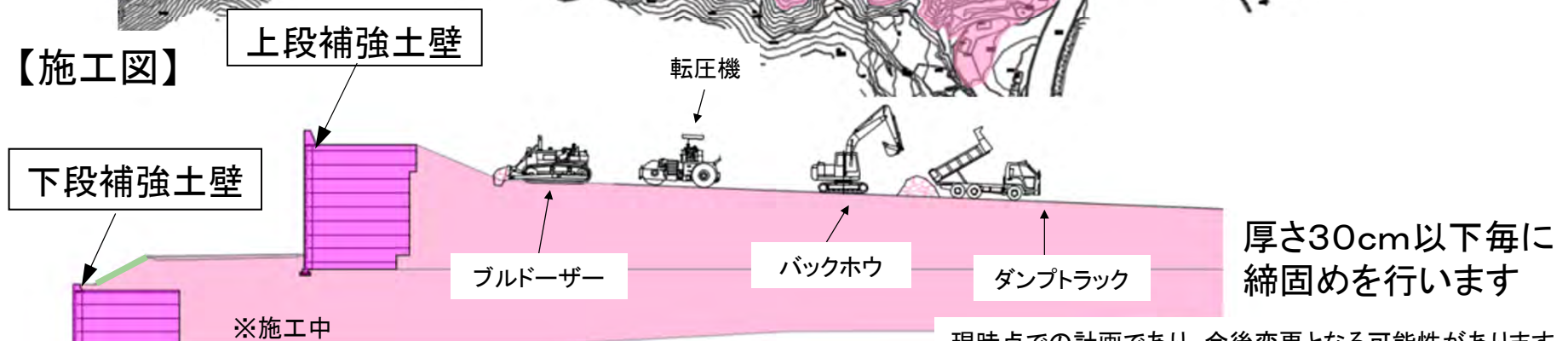
ステップ⑦ 造成盛土工 ※施工中

- ・補強土壁の背面に盛土を行います。

【平面図】



【施工図】

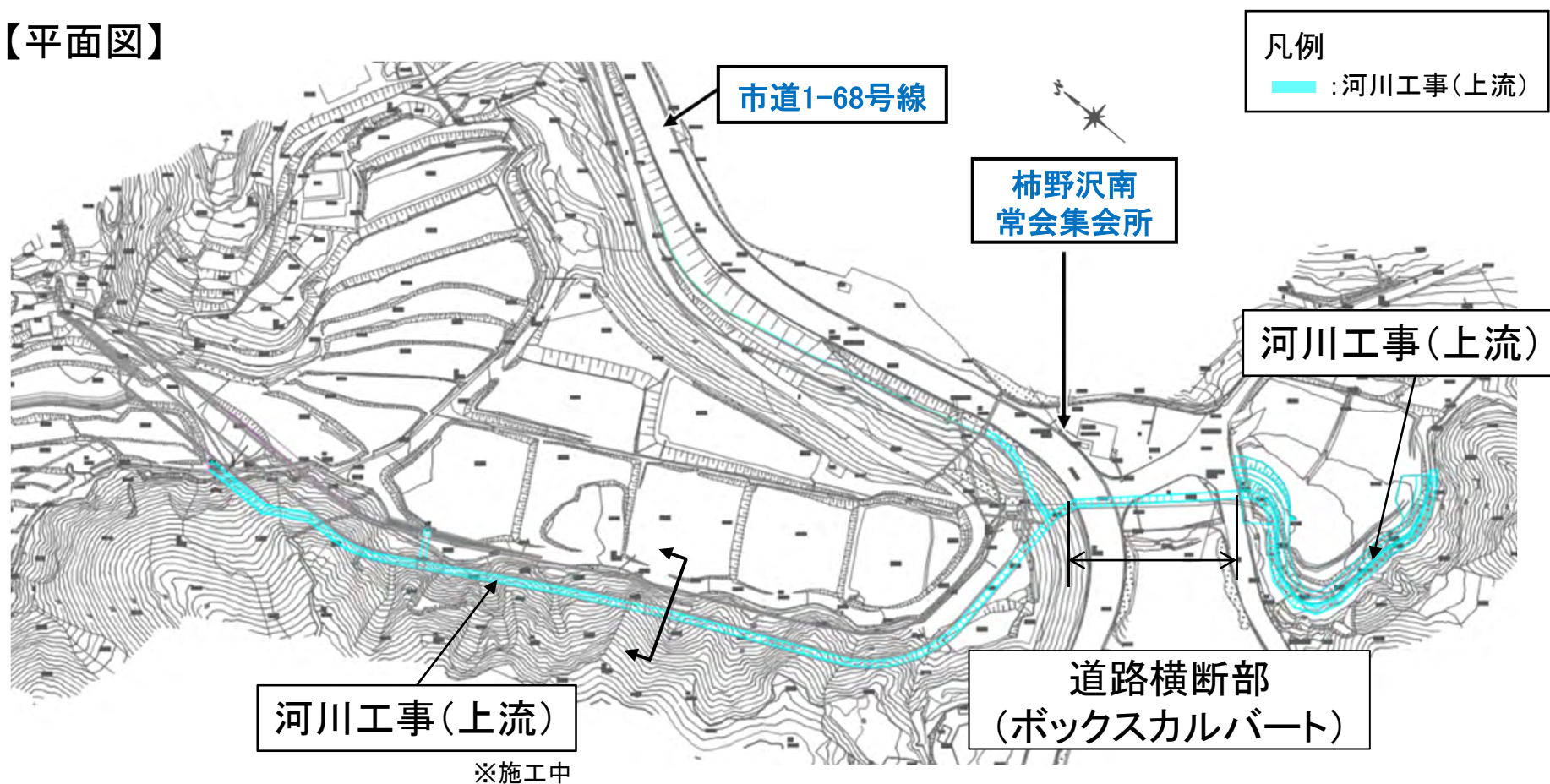


現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。

ステップ⑧ 河川工事(上流) ※施工中

- ・現況の河川を盛土表面に付け替えます。
- ・道路横断部は、ボックスカルバートを設置します。

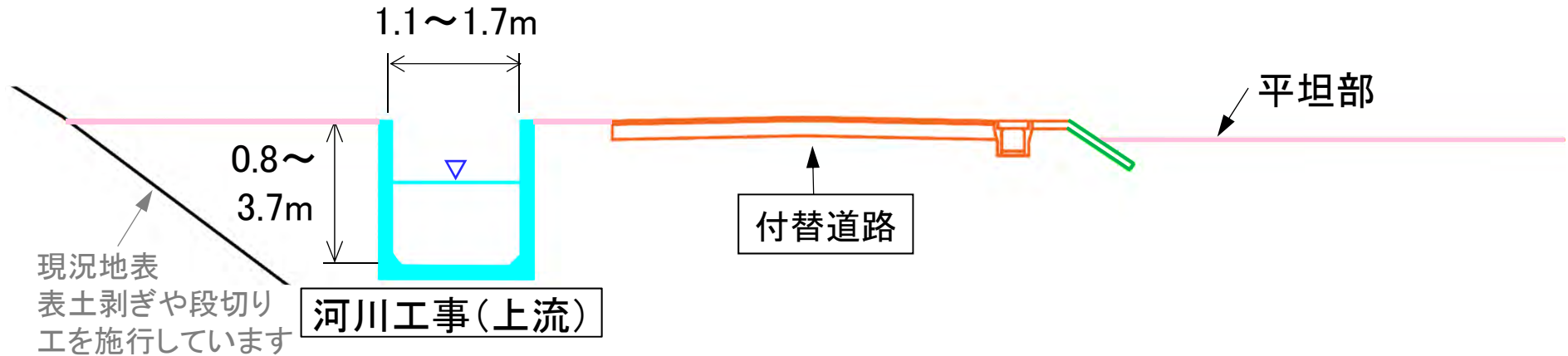
【平面図】



現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。

ステップ⑧ 河川工事(上流) ※施工中

【上流側からの断面図】



河川工事(上流)イメージ図



凡例

- : 河川工事(上流)
- : 付替道路
- : 平坦部
- : 斜面部

現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。

ステップ⑧ 河川工事(上流)

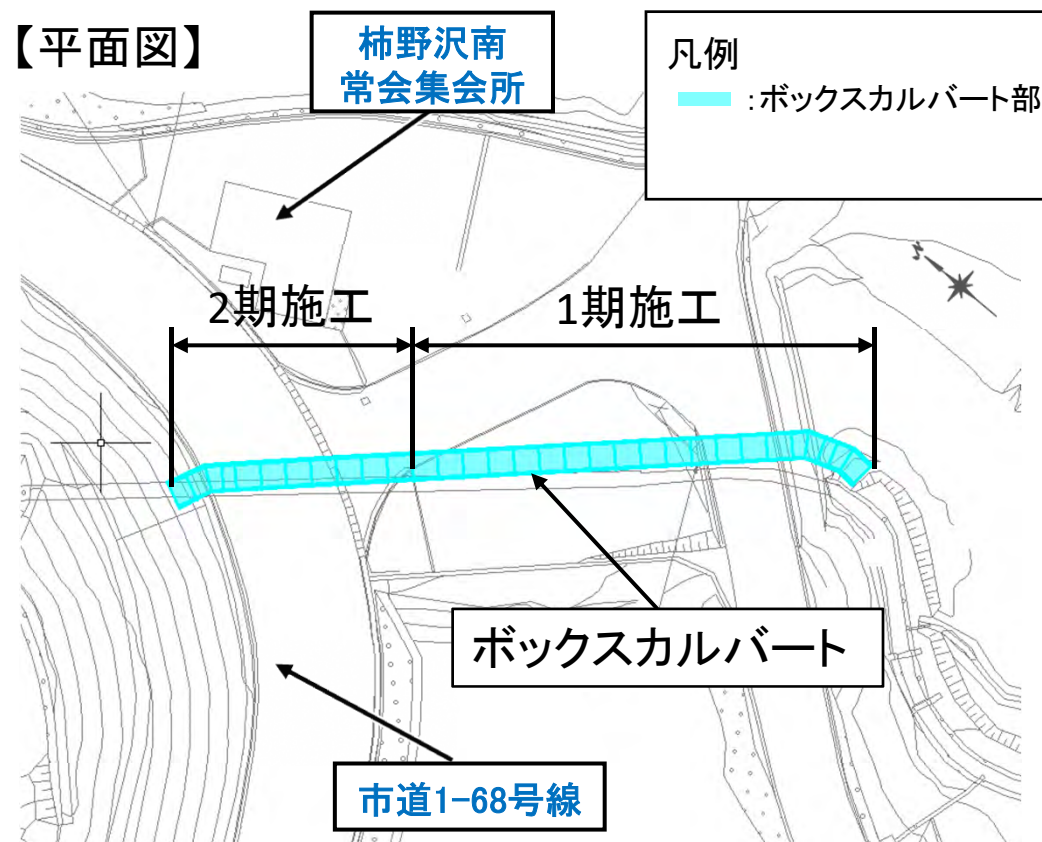
道路横断部(ボックスカルバート)

- ・道路を横断するボックスカルバートは、道路を開削して設置します。
- ・道路の規制を最小限にするために、2期に分けて施工します。

ボックスカルバートイメージ



【平面図】

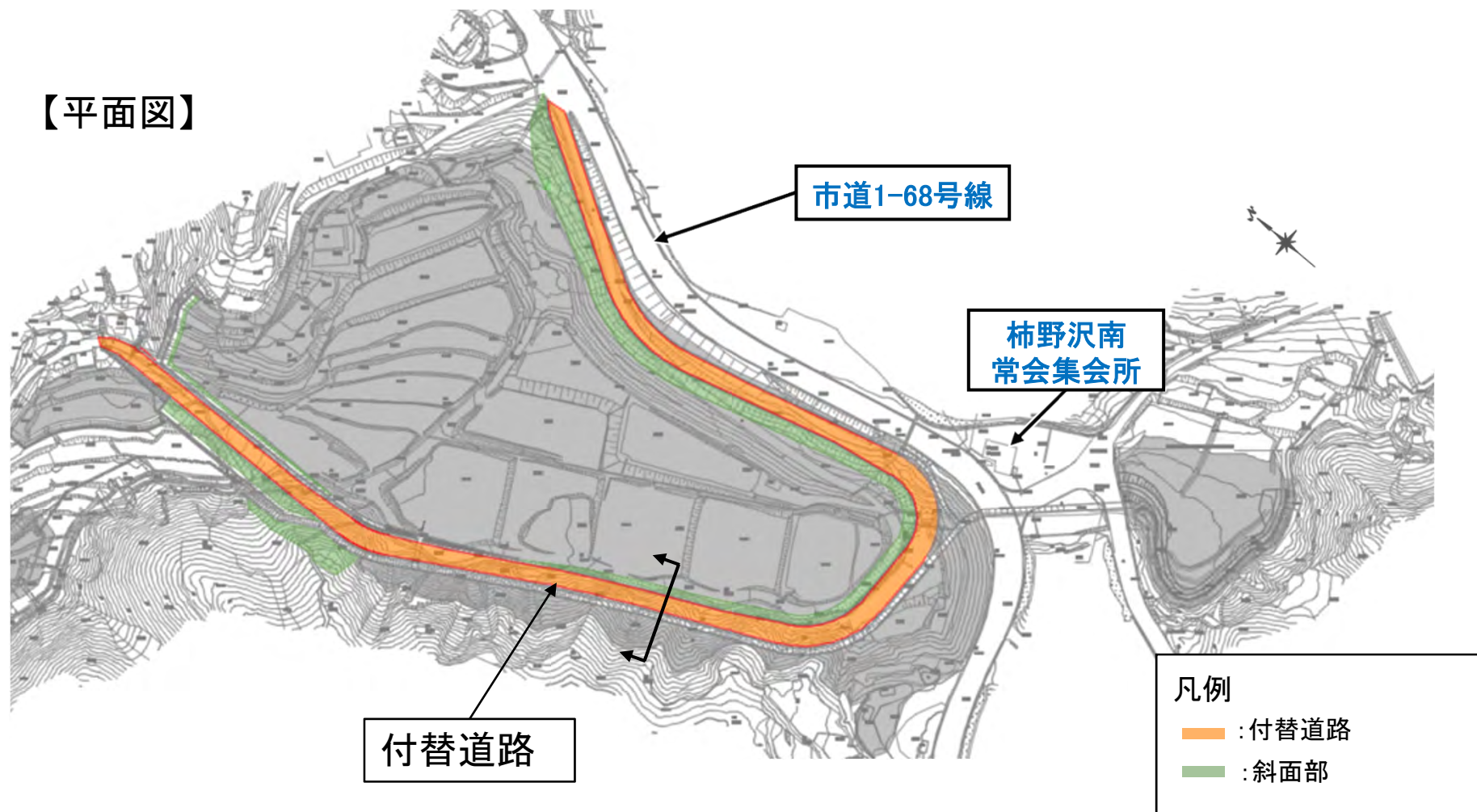


現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。

ステップ⑨ 道路工

- ・盛土の造成後、付替道路を施工します。

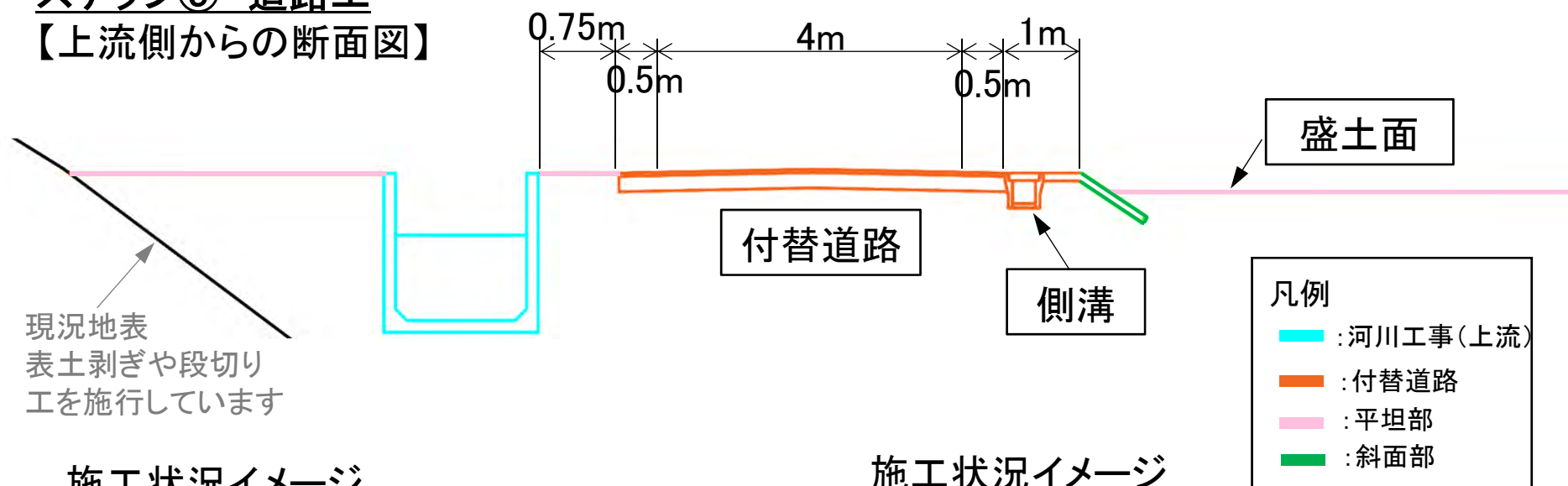
【平面図】



現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。

ステップ⑨ 道路工

【上流側からの断面図】



施工状況イメージ



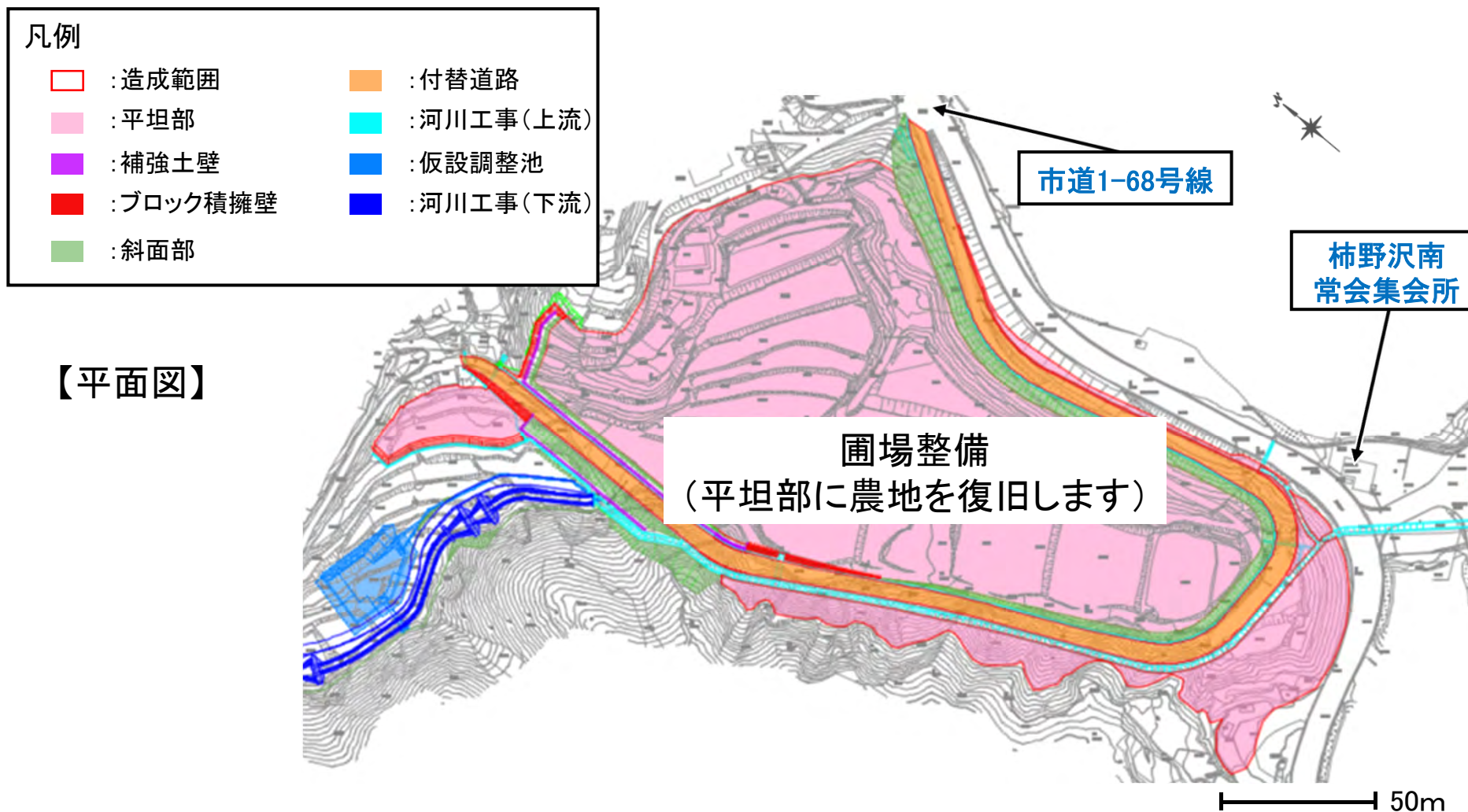
施工状況イメージ



現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。

土地改良事業の計画に合わせた圃場整備(農地の復旧)

- ・造成した平坦部に農地を復旧します



現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。

年度 \ 作業項目	R2	R3				R4				▼	R5				R6				R7			
	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV		I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
準備工 (仮設道路工、伐採工)	準備 測量	■				■					■											
仮設調整池工		■				■																
仮排水工 地下排水工						■																
造成盛土工 (表土すき取り・盛土)		■				■					■				■							
補強土壁工						■					■											
道路工															■							
河川工事(上流・下流)		■				■					■				■				■			
片付工																			■			
圃場整備																			■			

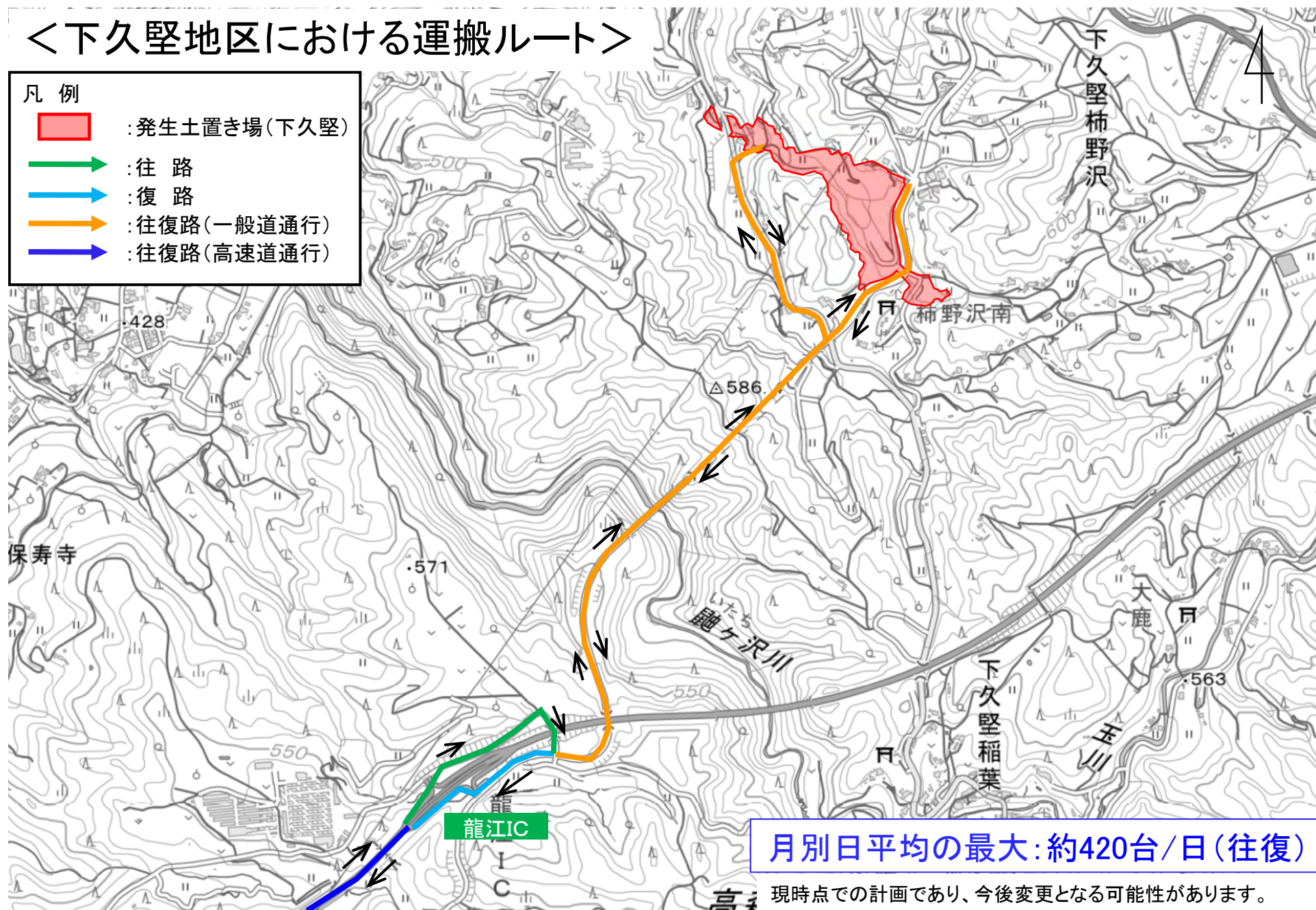
本日 現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。

※今後調整

<下久堅地区における運搬ルート>

凡例

- : 発生土置き場(下久堅)
- : 往路
- : 復路
- : 往復路(一般道通行)
- : 往復路(高速道通行)



(9) その他規則で定める事項

『長野県規則第46号 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則』
第6条第1項より、次に掲げる事項を申請書に記載します。

申請者が法人である場合にあっては、役員の名及び住所

個人情報保護の観点から、記載を控えさせていただきます。

申請者が条例第13条第1号のキに規定する未成年者である場合にあっては、
その法定代理人の名及び住所

該当なし

申請者に条例第13条第1号のク又はケに規定する使用人がある場合にあっては、
その者の名及び住所

該当なし

申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所(これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	25,882,200
株式会社 日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	12,326,800

条例第10条第2項

説明会に係る許可申請の内容について、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日（前項ただし書に規定する説明会を開催することができない場合にあっては、申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じた日）から許可申請の日までの間に、当該申請者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

意見書のご提出につきましては、[下久堅自治振興センター](#)にて受け付けます。
（受付×切：2023年6月15日）

お問い合わせ先

〒395-0052

長野県飯田市元町5451


東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線長野工事事務所

電話：0265-38-6500

受付日時：9時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く平日）

条例第10条第3項

申請者は、第1項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見を受けてとった措置その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。



頂いたご意見 及び その意見を受けてとる措置等を記載の上、
申請書時に長野県へ提出いたします。

以上、ご清聴ありがとうございました。